

独立行政法人製品評価技術基盤機構の令和 2 年度の 業務運営に関する目標を達成するための計画（事業計画）

令和 2 年 3 月 31 日 認可
令和 2 年 11 月 13 日 変更
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、経済及び産業の発展や鉱物資源及びエネルギーの安定かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、行政執行法人として、①工業製品その他の物資に関する技術上の評価、②工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価、③工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供、④評価の技術に関する調査及び研究等の業務を遂行する。

具体的には、急速な少子高齢化や経済のグローバル化、IoT、AI 等の第 4 次産業革命の進展、イノベーションの進展、多発する災害等といった国民生活や産業活動の変化の中で、機構は、国内外の関係機関や消費者を含む社会との連携を図りつつ、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保や工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える社会基盤として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野のそれぞれにおいて、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施するとともに、戦略的な広報活動を展開する。また、これらの業務を通じて得られた情報・知見や機構が有する専門的知見を活用しつつ、行政への制度構築支援・提案や企業等におけるイノベーションの促進に寄与することで、新ビジネス創出、市場創造・拡大等にも貢献する。

製品安全分野においては、製品事故の原因を究明し、再発防止と未然防止に貢献するとともに、原因究明から得られた知見を基に、事業者に対しより安全な製品の設計・製造・流通に繋がる情報の提供を強化するとともに、消費者に対しより安全な使用に繋がる情報の提供を強化し、社会全体の製品安全意識の向上を支援し、安全で豊かなくらしの創出に貢献する。

化学物質管理分野においては、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境に影響するリスクの低減に貢献する。その際、法執行業務の適切な実施に加えて、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理に係る国内外の制度調査や製品を經由した化学物質リスク評価等の幅広い取組に挑戦し、より早い段階から価値ある情報を発信すること

により事業者や消費者とのコミュニケーションを積極的に図る等、国民生活の安全レベルの更なる質的向上等が図られることを目指す。

バイオテクノロジー分野においては、微生物に係る遺伝資源等の利用による社会的リスクの低減を図りつつ、競争力の高いバイオ産業の発展に貢献する。その際、産業界との連携を重視しながら、近年注目されているヘルスケア、エネルギー、環境等の分野への応用や我が国が伝統的に強みとして有している発酵技術の地域産業等での活用を含めるとともに、生物多様性条約下での海外産微生物の使用や国産微生物の海外への持ち出しといった国際的な課題への確に対応する。

適合性認定分野においては、産業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組みにおける活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。その一環として、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性についても調査する。

国際評価技術分野においては、大型蓄電池システム等の戦略的技術分野における評価技術の開発や認証基盤の整備を通じて、国際競争力の強化に貢献する。また、再生可能エネルギー発電設備導入拡大といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。

以上を踏まえ、機構は、組織全体の機能を高めるため、高度な専門的人材の複層的活用による柔軟な運営体制を維持するとともに、新たな社会的課題に柔軟に対応することを目標に組織運営を行う。

このような中で、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間における年度目標を達成するための計画を以下のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I-1. 製品安全分野

製品事故の原因を究明、分析し、その結果を、経済産業省及び事業者・消費者へ情報提供を行うことで、同種の製品事故の再発防止と未然防止を図る。加えて、予兆情報を活用した製品事故の未然防止に資する情報の提供を通じて、事業者による安全な製品の設計・開発、販売に貢献する。

さらに、リスクアセスメントによる安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全文化を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、経済産業省の製品安全施策を支援するとともに、企業等との連携や積極的な情報提供によって、より安全な設計による製品が普及する社会を支える。

なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。

【重要度：高】

(理由：製品安全分野では、リチウムイオン蓄電池の事故が多発するなどの社会課題に対応し、これまでの取組に加え、新たに事業者への再発防止に係る働きかけを強化するなど、その重要性が高まっているため。)

これらの取組を通して令和2年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かし、製品安全行政を支援するとともに、事業者に再発防止を求めること等により、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。

【指標】

製品起因である重大製品事故のうち、原因の詳細が不明なため再発防止措置を求めることができない事故（焼損が著しいものを除く）の割合を前年度比14%減少させることにより、再発防止を強化する。

【基盤整備/重要項目】

これまで蓄積してきた製品安全に関する知見と技術を活かし、中期的な視点から製品事故の未然防止に向け、以下を実施する。

- ① 製品事故予測システムの拡充及び普及
- ② 近年、製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池等への対策
- ③ 製品事故情報の徹底した分析による製品事故の防止に向けた取組
- ④ 様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信

以上を踏まえ、令和 2 年度は以下の業務を実施する。

1. 国の法令業務等に対する支援

(1) 製品事故情報の収集及び原因調査・分析

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析等により、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件（リチウムイオン蓄電池等）については優先的に実施するとともに、AI 等の新たな手法も活用する。

また、体制整備等を通じ、事故調査結果等の分析機能を向上させる。

【指標】

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 781 件

（注）全件実施：経済産業省からの指示・要請、事業者からの申請等件数に対し、全数を実施（以下同様）

(2) 非重大製品事故、誤使用・不注意情報の収集及び原因調査・分析

非重大製品事故、使用者の明らかな誤使用及び不注意情報を収集し、必要に応じ原因調査・分析を行う。

具体的には、製品事故に至ったものの、誤使用・不注意による事故や人的被害には至っていないが事故に至る可能性がある、いわゆる「ヒヤリハット情報」について、全国の消防、製造・流通事業者等の協力を得ながら適切に効率よく収集し、その要因を分析する。また、非重大製品事故の内容を過去の調査結果と照合し、選別することで調査の効率化を図る。

(3) 事故調査により得られる技術的知見及び新技術を活用した事故原因究明の高度化・効率化への取組

事故調査から得られる技術的な知見及び AI 等の新技術を活用した事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における究明率の向上、原因調査期間の短

縮等につなげる原因究明技術の高度化に資する取組を行う。また、IoT 機器の製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。
なお、この取組の実施にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。
- イ IoT 機器の製品事故への対応を想定し、予想されるリスクや事故内容、調査方法、調査体制及び情報提供方法の検討を行う。
- ウ 機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AI を利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組み作りを推進する。

(4) 事故調査結果の分析から得られる知見の活用

事故調査結果の分析から得られる知見を活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。

特に、製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池関連製品については、収集した事故情報の徹底した分析を行うとともに、必要に応じて実証試験等を実施する。

(5) 立入検査等

法令（製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 224 件

(6) 技術基準整備の推進

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。

【指標】

整合規格案の技術評価件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 32 件

(7) 海外関係機関との連携の強化

輸入製品による事故防止の強化を目的とし、経済産業省の国際戦略を踏まえて、引き続き米国消費者製品安全委員会（CPSC）、台湾經濟部標準検驗局（BSMI）等海外関係機関と連携するとともに、新たに中国等海外関係機関との連携も強化し、リコール情報、海外の製品安全情報の共有等必要な取組を行い、これらの取組によって入手した海外製品安全情報を、我が国の行政機関に対して提供することで、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援する。

国際消費者製品健康安全機構（ICPHSO）の国際会議に参加し、参加各国との意見交換や、製品安全に係る情報を収集し、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。

なお、これらの取組によって海外関係機関から入手した海外製品安全情報、リコール情報等については、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援するため、我が国の行政機関に対しても提供する。

2. 事業者の製品安全活動に対する支援

(1) 製品の安全性向上に対する支援

事故調査結果の分析を行い、製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、より安全な製品の設計・製造・流通のための支援を行うとともに、製品安全に対する意識の向上を支援する。

支援にあたっては、事故調査結果等の徹底した分析を行うための体制を整備し、製品事故の防止に資する情報の価値を高めるとともに、再発防止措置が必要な案件については事業者へ積極的に働きかけを行う。

(2) ビッグデータを活用した製品事故の未然防止対策支援

AI 等を活用しながら製品安全情報（ビッグデータ）を事業者が利用できる仕組み（製品事故予測システム）を提供するなど、事業者による製品事故の未然防止対策を支援する。

具体的には、製品事故予測システムを Web サイトに公開し、広く利用できる体制を整える。また、当該システムの利用者の要望をヒアリングし、改善につなげるとともに、AI を活用した製品横断的な事故要因抽出を行い、当該システムの充実を図る。

(3) 事故調査結果の分析から得られる知見の活用（技術基準・規格等の提案、作成

支援)

事故調査結果の分析から得られる知見や AI 等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、国内関係者へ提案を行う。また、民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。

3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援

(1) 製品安全意識の向上に対する支援

事故調査結果の分析を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、幅広い世代に対して製品安全意識の向上を支援する。

支援にあたっては、事故調査結果等の徹底した分析を行うための体制を整備し、リコール情報や誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、Web サイト等を通じて適宜提供するとともに、流通事業者と連携し、製品安全情報の消費者への伝達を効果的に行う。

【指標】

消費者向け啓発活動の広告費換算値について平成 30 年度実績値を上回る。

(2) ビッグデータを活用した製品事故の未然防止対策支援

製品安全情報（ビッグデータ）を消費者が利用できる仕組み（製品事故予測システム）を提供するなど、製品事故の未然防止意識の向上を支援する。

具体的には、製品事故予測システムを Web サイトに公開し、広く利用できる体制を整える。また、当該システムの利用者の要望をヒアリングし、改善につなげるとともに、AI を活用した製品ごと及び製品横断的な事故要因抽出を行い、当該システムの充実を図る。

I-2. 化学物質管理分野

経済産業省による化学物質管理政策の下、化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減に向けて、化学物質管理法令の法執行・支援業務及びその基盤業務としての有用情報の整備・提供業務を実施する。

また、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理手法の国際調和に貢献するとともに、新たな化学物質管理に係る手法の開発等へ協力し、その結果が広く化学物質関係法令の効率的な施行に活用されることで、企業における新規化学物質・製品の開発促進や国民生活の安全レベルの更なる質的向上等に貢献することを目指す。さらに、化学物質管理制度の構築・運用等に係る国内外への調査能力を一層高め、国へ報告・提言を行うことを目指す。

なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による化学物質管理分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報発信にも努める。

【困難度：高】

(理由：化学物質管理の目標は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）等の執行支援業務等を通して得た情報・知見を基に、自治体や事業者等と密接に連携し、個別の事業者にリスク低減を促すもの。機構は、これまで接触のない自治体や事業者等に連携を打診し助言等を行い、個別事業者自らリスク低減のための具体的な対策をとってもらうものであるため。)

これらの取組を通して令和2年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、得られた技術的知見と情報を活用し、規制の合理化提案や化学物質管理に有用な情報の提供をすることにより、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質管理の改善に貢献し、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。

【指標】

化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、リスク懸念箇所のある地方自治体・事業者に対して適切な化学物質管理に関する助言を行い、3事業所においてリスクを低減

【基盤整備/重要項目】

これまでに蓄積した化学物質管理に関する知見と情報を活かし、化審法、化管法等の法執行支援業務を着実に実施するとともに、

- ① 化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理について自治体・事業者に対し助言を行う。
- ② 化学物質管理に関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。特に、令和 2 年度においては、事業者の化学物質の自主管理の促進及び化管法政令改正後の新しい対象物質の円滑な SDS(※1)作成支援のため、GHS(※2)に関する情報提供を強化する。

※1 SDS :

Safety Data Sheet(化学物質等安全データシート)

※2 GHS :

The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)化学物質の危険有害性の分類及びラベル、SDSによる情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。

以上を踏まえ、令和 2 年度は以下の業務を実施する。

1. 化審法の執行・執行支援業務

化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。

(1) 新規化学物質の事前審査等

化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。さらに、化学構造式をコンピュータ処理可能とし、申請処理を効率化するための化学物質構造表記ファイル(MOL ファイル)を作成するシステムを運用し、申請に対する事業者支援を行うとともに化学物質の性状と構造との定量的な関係(QSAR ※1)に基づく安全性評価の化審法運用への適用等、制度の合理化に取り組む。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。

具体的には以下のとおり。

- ・ 新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、修正等の助言（これまでに採用された合理化案件、化審法に関する事業者への技術的な助言を含む）を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。
- ・ 分解性及び蓄積性に関する QSAR による推計結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。
- ・ 経済産業省の指示に基づき、GLP に係る試験施設の基準適合確認を実施する。また、教育訓練等を行うとともに、国際調和を図るため、経済協力開発機構（OECD）の活動へ積極的に参画し、情報収集を行い、基準適合確認を実施するためのマニュアル等を見直す。

【指標】

- ・ 新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 291 件
- ・ QSAR による予測結果の国への提供物質数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 267 物質
- ・ GLP に係る試験施設の基準適合確認件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 2 件

イ 化審法における少量新規化学物質の届出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等、少量中間物（※2）の届出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。また、申請処理を効率化するための MOL ファイルを作成するシステムを運用するとともに、申請に対する事業者支援を行う。

【指標】

- 少量新規化学物質、中間物等の届出書類の技術的事項の確認件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 32,780 件（少量新規）、166 件（中間物等）

ウ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、経済産業省の要請等に基づき、3 省における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。

【指標】

- 化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 31 件（中間物等）、17 件（少量新規）、13 件（少量中間物）

等)

エ 分解性・蓄積性に関する化審法の法定試験法以外の試験データ、構造類似物質のデータ、QSAR による推計結果等の様々な情報を活用することで総合的に評価を行う新たな評価手法の適用等、化審法運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図るとともに、これまでに採用された合理化案件等について、事業者の活用を進めるための情報発信を行う。

なお、上記検討等に資するため、関連する OECD の活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

※1 構造活性相関：

物質の化学構造上の特徴又は物理化学定数と生物学的活性（生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等）との相関関係。

※2 少量新規化学物質、中間物等、少量中間物等：

新規化学物質の一種。少量新規化学物質は、年間の製造数量及び輸入数量の全国における環境排出量が1トン以下のもの。中間物等は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。少量中間物等は、中間物等のうち、その年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トン以下のもの。

(2) リスク評価等

化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法の開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化・精緻化を検討し、リスク評価の加速化に取り組む。

※ スクリーニング評価及びリスク評価：

スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。第一種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、監視化学物質に指定された化学物質の環境排出量の抑制の必要性を判断したり、第一種特定化学物質の法令違反事例の措置判断等のために実施される。第二種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、スクリーニング評価により優先評価化学物質に指定された化学物質について実施され、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価（一次）」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リス

ク評価（二次）」に大きく分かれる。リスク評価（一次）では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「リスク評価Ⅰ」、第二種特定化学物質の該当性判断やそれに至らない場合に取得すべき情報を特定するための「リスク評価Ⅱ」、取扱情報や追加モニタリングデータ等の新たに取得した情報も用いて第二種特定化学物質の該当性判断や有害性調査指示の必要性について判断するための「リスク評価Ⅲ」の三段階に分けて実施される。）

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理し物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

【指標】

届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数（全件実施）

（参考）過去3年平均 6,686件（一般化学物質）、172件（優先評価化学物質）

- イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）等のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3省」という。）に提供する。

【指標】

- ・ 化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Ⅰに関する国に対する情報提供物質数（全件実施）
（参考）過去3年平均 7,230物質（スクリーニング評価）、過去3年平均 181物質（リスク評価Ⅰ）
- ・ リスク評価Ⅱ等に関する国に対する情報提供物質数（全件実施）
（参考）過去3年平均 8物質

- ウ スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等のため、新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案し、運用の実現を図る。排出係数の見直しに当たっては、必要に応じて産業界からの排出等に関する情報や放散試験等の試験データ等を収集し、より実態を反映させたものとなるように努める。

- エ OECDの暴露評価作業部会へ参画し、情報の収集を行い、必要に応じて、化審法リスク評価手法への利活用を検討する。

オ 反復投与毒性に関する QSAR の推計結果が化審法で活用されることを目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査や事業者による利活用を支援する。

なお、上記検討等に資するため、関連する OECD の活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

(3) 化学物質公示名称原案の提供

化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。また、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。

【指標】

新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 化審法 196 件、安衛法 899 件

(4) 化審法関連情報の整備・提供

事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や 3 省が保有する情報を収載した 3 省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、必要に応じて、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。

イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、必要に応じて、3 省との合意に基づき改良を行い、事業者に向けた情報提供を行う。

2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務

化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。

(1) 化管法の執行支援業務

化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR

(※) データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。

※ PRTR(Pollutant Release & Transfer Register) :

人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

①事業者等からの届出データの集計等

化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書进行处理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。

なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。

【指標】

PRTR データ集計の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 34,732 件（届出データの記録・集計件数）

イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム（ハードウェア）、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム（ソフトウェア）、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用を行う。

ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。

エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。

②解析結果の普及・活用促進等

集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム（PRTR マップ ※）の活用等を通じて、事業者や

国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。
- イ PRTR マップを的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行う。
- ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所に PRTR データを活用した化学物質管理手法に関する助言を行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。
- エ OECD の PRTR ワーキンググループへの参画等を通じ、情報の収集・発信を行い、PRTR の国際統合化を図る。

※ PRTR マップ：

化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム。Web サイト上で閲覧が可能。

③化管法の見直しに伴う対応の支援

化管法の見直しに伴う対応が進められていることから、経済産業省の要請に基づき、技術的知見とデータを活用し、PRTR データ等の分析・集計・加工、化審法のリスク評価にも活用される事業者の PRTR 届出データの精緻化等の技術的サポートを行う。

具体的には、以下の業務を体制を強化して実施する。

- ア 改正後の届出が円滑に行えるようにするため、PRTR 排出量算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用される事業者の PRTR 届出データの精緻化に貢献する。
- イ 化審法の運用で使用されている排出係数を構築した知見を活かし、次の化管法の見直しにおける PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等の検討に着手する。

(2) 化兵法の執行業務

化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・ 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 22件（国際機関による検査への立会い実施件数）、2件（実態調査件数）
- ・ 化兵法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 11件

イ 経済産業省等が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。

ウ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議等に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。

3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

化学物質管理に有用な情報の整備・提供業務、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援や化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、企業における新規化学物質・製品の開発を促進し、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。

(1) 化学物質総合情報提供システム・GHS 関連情報等における情報の整備、提供

国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP ※1）の更新を迅速かつ的確に行い、事業者の利用に供するとともに、更なる利便性の向上を図る。また、化管法政令改正に伴う事業者の負担を軽減し、SDGs等に定められた適切な化学物質管理の

促進に資するべく、政府 GHS 分類の再分類結果等の公開において国民や事業者等のユーザーに対する情報発信のあり方を検討し、更なる利便性ととも、信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。

さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース (AJCSD ※2) の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の掲載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。

【指標】

NITE-CHRIP における検索回数 (過去 5 年平均±8%の年間リクエスト数)

(参考) 過去 5 年平均 295 万リクエスト/年

- イ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。

- ウ 事業者による SDS や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3 省が実施した GHS 分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。さらに、政府 GHS 分類の再分類結果等についてユーザー目線での情報発信 (利用者の理解度等に応じた学習教材等) のあり方を検討し、その検討結果を踏まえ国連 GHS 専門家小委員会の議事録、等の最新かつ有用な情報の整備・提供を行う。

【指標】

3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数 (全件実施)

(参考) 過去 3 年平均 170 物質

※1 NITE-CHRIP (CHemical Risk Information Platform) :

化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を掲載し、提供しているシステム。現在約 25 万物質の情報を掲載している。

※2 AJCSD (ASEAN Japan Chemical Safety Database) :

日本と ASEAN 各国の政府から直接提供された化学物質関連の規制情報を掲載し、提供

するシステム。平成 28 年度から機構が運用機関として本格運用を開始した。

(2) 国内外の動向調査・分析等及び合理的な評価手法開発への取組

国内外における調査能力を高め、継続的な情報の収集、整備、提供を行うとともに、化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、効率的な評価方法等の検討や技術的支援等に取り組む。また、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。

なお、社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討に取り組む。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定 (MOC) 等に基づき、化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換、途上国における化学物質のリスク評価手法、インベントリの導入及びそれに伴う化学物質の評価に係る研修等を通じた技術支援を行う。また、化審法等について、我が国における産業界の支援につながる国内外への情報提供を行う。
- イ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有等を進め、協力関係を維持・強化する。また、OECD のハザード評価作業部会会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。
- ウ 製品含有化学物質のリスク評価手法の精緻化に向け、製品からの化学物質の放出実態に関する調査を行う。その結果を元に、一般消費者を対象としたヒトの生活環境・行動条件を考慮したリスク評価への適応や、化審法の長期使用製品の排出係数決定のための手法確立に取り組む。

なお、実施にあたっては、製品安全分野及びバイオテクノロジー分野が保有する事故原因究明技術、生体分子解析技術等を積極的に活用するものとする。

(3) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発

化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズや提供側の実態等を踏まえて調査を行い、化学物質のリスク管理に関する事業者向けの講座等の実施を通して、事業者や産業界に加え、国民に向けた情報発信及び普及啓発活動に努める。

具体的には、社会人講座を主催するほか、自治体や産業界が開催するセミナー、学生向けセミナーやメールマガジン（ケミマガ）やパンフレット等を通して、化学物質管理に関する情報発信を行う。

I-3. バイオテクノロジー分野

未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に基づく経済産業省のバイオ政策の下、微生物等の生物遺伝資源や生体物質等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲、生物遺伝資源や生体物質等の利用の安全性評価及び情報発信、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。

また、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき我が国の強みを活かしたバイオ産業の新たな発展を促進するとともに、生物遺伝資源や生体物質等の産業での利用促進支援、有用な生物遺伝資源の更なる充実、中小企業・ベンチャー企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを目指す。

なお、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効な活用を図る。また、機構によるバイオテクノロジー分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

これらの取組を通して令和 2 年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【重要度：高】【困難度：高】

（理由：バイオテクノロジー分野は、これまでの取組に加え、新たにバイオ戦略 2019 を踏まえた生分解性プラスチックの利用促進に向けた評価体制の整備や木更津事業所の防災設備の増強等の喫緊の課題に取り組むなど、重要性が高まっているため。また、目標については、微生物遺伝資源の利用件数を設定しているが、利用件数は中期的に減少している中で対前年度比 2%増加させるものであること、また、利用件数の増加には、トッパーセールスを含む広報・営業活動一層強化するとともに、海洋生分解性プラスチック関連など新たな分野での微生物ニーズを把握し、そのニーズに応じた微生物の収集・供給を行っていく必要があるため。）

【基幹目標】

生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。

【指標】

ユーザーニーズに基づく微生物遺伝資源の提供形態の多様化、及び利用環境整備により、微生物遺伝資源の利用件数を令和元年度比 2%増加（新規に微生物遺伝資源を利用する法人の割合を 20%以上）

（※新規に微生物遺伝資源を利用する法人：過去 5 年以内に利用がない法人）

【基盤整備/重要項目】

国内最大規模の微生物遺伝資源とそれらに関する技術や知見を活かし、以下を実施する。

- ① 未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースの安定的な運用及び生物資源データの情報整備並びに提供
- ② 微生物遺伝資源の利活用促進に向けたサービス強化と安定的な供給
- ③ 機構の有する微生物遺伝資源の安全性や機能等に関する情報を整備し提供

以上を踏まえ、令和 2 年度は以下の業務を実施する。

1. 生物遺伝資源の産業利用促進

我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を行う。

また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。

(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加

生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 微生物遺伝資源の寄託手続きを滞りなく行うとともに、産業界からのニーズを踏まえ、バイオ戦略等に資する機構単独での微生物遺伝資源の収集及び他機関と連携した共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。

【指標】

新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、150 株）

- イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質

管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。

- ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーニーズに応じた微生物遺伝資源を的確に提供（分譲）し、利用を促進する。
- エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンクの運営管理要件等に関する ISO 国際標準化事業に貢献する。また、当該貢献にあっては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。
- オ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物質の情報等を収集するとともに、微生物遺伝資源の産業有用機能の検索が可能なデータベース（MiFuP：Microbial Functional Potential）等により微生物遺伝資源の遺伝子や機能に関する情報を提供する。

(2) 産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援

バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、生物資源データを集約した横断的データベースを令和元年度から公開・運用し、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。また、地域等のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援する。さらに、海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。

また、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 公的機関等と連携し、微生物を主とする生物資源データを集約した横断的データベースの安定的な運用及び情報提供を行うとともに、利用促進に向けた広報活動を実施する。
- イ 企業や業界団体、公的研究機関（公設試験研究機関等）との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解

決等に資する取組を支援する。菌株の優先使用措置を試行的に実施することにより、模倣や追従によるリスクを軽減した実用化を支援する。

【指標】

企業等との共同事業等及び地域産業振興支援、共通課題の解決のための技術的支援の実施件数（10件）

ウ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

【指標】

生物遺伝資源のバックアップ保存数（ユーザーからの依頼に基づき全数を実施）
（参考）平成28年度 2,984株、平成29年度 6,982株、平成30年度 10,623株

エ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

（3）産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動

利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。

具体的には以下の業務を実施する。

ア 講習会、講演活動等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展・論文の発表等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。

2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務

特許法施行規則第27条の2及び3の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。

【指標】

特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 305 件

3. 生物遺伝資源に関する安全性確保

バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。

(1) カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援

経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。また、引き続き遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援のための体制整備を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化のための体制整備を行う。

【指標】

カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 194 件

(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成

経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。

【指標】

GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 1 件

※ GILSP (Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：

特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。

(3) 立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 13 件

（4）バイオテクノロジーを活用した安全性等評価

バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。

また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。

イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼした事例があるタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。また、住環境に生息する微生物等の安全性評価手法を関係機関と連携して開発する。

ウ 微生物及び遺伝子組み換え微生物等が生産する生体物質について、バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法等を関係機関と連携して開発する。また、獣毛繊維、新規タンパク質繊維等に対する標準化活動を支援し JIS や ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、規格化に貢献する。

エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、生体分子解析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、事故原因究明試験の結果、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報が得られた場合、提供を行う。

【指標】

製品事故の原因物質解析の実施件数（生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施）

（参考）過去 3 年平均 19 件

オ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）の一環として、

情報発信の充実を図るために措置された運営費交付金において、アルコール消毒液需要抑制のための代替物評価・広報を行う。この事業は令和 2 年度の途中から講じられるが、同年度の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

(5) 微生物安全情報の提供

既存のバイオテクノロジー関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。

具体的には、微生物有害情報データベース（M-RINDA）において微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報の更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。

4. 生物多様性条約への対応

国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。

(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組

アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきた二国間及び生物遺伝資源機関（BRC）を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転によって我が国の事業者を支援するための共同事業を実施する。また、企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源をより容易に利用できるよう、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組を実施する。

イ アジア域内での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM（※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。加えて、令和 2 年度に我が国で開催する第 17 回会合のホストとして、関係各機関と協力・調整を行う。

※ ACM (Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources) :

微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム

(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 生物多様性条約に係る国際会議への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を収集、整理するとともに、経済産業省等の要請に応じてこれら情報を提供する。また、BRC間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等の情報とアクセス及び利益配分に関する情報を収集、整理し、Web サイトを通じ広く情報提供する。
- イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す文書「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。

I-4. 適合性認定分野

経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。さらに、政策的・社会的に必要性の高い新たな技術や製品等に係る認定制度について、適時適確な審査実施体制の構築（区分・種類の追加も含む）による産業活動の促進を目指した対応を行い、我が国産業の競争力確保に貢献する。その一環として、令和2年4月から認定申請及び審査に係る業務システムを本格運用する。認定申請・届出については事業者のオンライン提出を支援する（産業標準化法関連法令の施行により試験事業者に関する電子申請・届出を開始）とともに、審査業務については電子化への全面的移行を開始し、効率化、迅速化及びセキュリティの向上を目指す。

また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定に係る国内外の活動への参画等を通じて、取引の円滑化と国際展開の支援及び認定制度の普及を図る。

なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点も含め、新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効な活用を図る。

また、機構による認定分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

これらの取組を通して令和2年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

製品等の信頼性の向上を目的とする、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。

【指標】

- (1) 産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2年間の移動平均）を令和元年度比3%増加
（なお、発行件数には計量法に基づく校正事業者の登録制度（JCSS 制度）の登録に係る区分のうち、濃度の区分及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP 制度）は含まない。）
- (2) 市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を創設し、その利活用実績を2件以上

【基盤整備/重要項目】

- ① 登録・認定事業者やその顧客等に対する登録・認定制度の利用拡大に向けた取組を通じて、

社会における認定の活用を促進

- ② 「今後の基準認証の在り方」（産構審基準認証小委答申。平成 29 年 10 月）を踏まえ、認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援によって、認証ビジネスや企業の海外展開を支援

以上を踏まえ、令和 2 年度は以下の業務を実施する。

1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等

(1) 試験事業者の登録・更新

産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA 制度）における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施する。

また、JNLA 制度の利用拡大に向け、JNLA 登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた JNLA 登録試験事業者の意識啓発のため、JNLA 登録試験事業者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書の発行件数の多い JNLA 登録試験事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない JNLA 登録試験事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。

さらに、4 月 1 日に関係法令の施行により認められることになる申請及び届出のオンライン提出及び標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応するために手引き等を作成し公表する。

【指標】

- ・ JNLA 登録・更新審査の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 71 件
- ・ 審査業務の電子化による平均処理期間の短縮（5 日以上の短縮）

(2) 登録試験事業者に対する立入検査

JNLA 登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- JNLA 立入検査の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 18 件

(3) 登録区分の改正原案の作成

経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA 登録区分の改正原案の作成を行う。

(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した試験所の認定を申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する認定維持審査を的確に実施する。

【指標】

国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 20 件

2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等

(1) 校正事業者の登録・更新

計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。

また、JCSS 制度の利用拡大に向け、JCSS 登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた JCSS 登録校正事業者の意識啓発のため、JCSS 登録校正事業者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書の発行件数の多い JCSS 登録校正事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない JCSS 登録校正事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。

さらに、計量法施行規則の改正により、オンライン申請が可能になった場合、迅速に対応する。システムの JCSS 制度への適用を検討する。

また、計量法施行規則の改正により、登録校正事業者が標章を付した校正証明書の電子的発行が可能になった場合、公表文書を改正し、登録事業者への情報提供、周知を行う。

【指標】

JCSS 登録・更新審査の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 119 件

(2) 登録校正事業者に対する立入検査

JCSS 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

JCSS 立入検査の実施件数（全件実施）

(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等

計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP 制度）における特定計量証明事業者の認定・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。

【指標】

MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 29 件（認定・更新審査）、30 件（フォローアップ調査）

(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査

MLAP 認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- ・ MLAP 立入検査の実施件数（全件実施）

(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定を申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する認定維持審査を的確に実施する。

【指標】

国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 28 件（認定審査）、53 件（定期検査）

3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施

JNLA 制度や JCSS 制度、MLAP 制度では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE 制度) において、安全の確保や国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、認定維持審査を的確に実施する。

また、国や産業界からの要請等、政策的・社会的ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速かつ的確に行う。

さらに、ASNITE 制度の利用拡大に向け、ASNITE 認定事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた ASNITE 認定事業者の意識啓発のため、ASNITE 認定事業者から情報収集を行い、必要に応じて、ASNITE 認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正や ASNITE 認定事業者向けの情報提供等を行う。

【指標】

ASNITE 認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 18 件（認定審査）、53 件（定期検査）

4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組

(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施

法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法（電気用品安全法等））に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を経済産業省の指示に基づき、的確に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。

なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。

なお、産業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査については、電子化等による事務手続き等の一層の効率化により、調査期間の短縮化を図る。

イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

【指標】

- ・ 各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 19 件（調査）、0.3 件（立入検査）、3 件（JIS 試買検査）
- ・ 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施）
（参考）令和 2 年度から実施

(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化

産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定

ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 政策的・社会的ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。
- イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修を実施し、さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。
- ウ 認定機関としての業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定機関に対する満足度調査を認定事業者に行い、審査等の改善に利用する。

(3) 認定に係る国際関係業務

認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。

具体的には、アジア太平洋認定協力機構（APAC）、国際試験所認定協力機構（ILAC）及び国際認定フォーラム（IAF）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会、投票活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APAC 相互評価、又はそのレビューパネルへの国際評価員の派遣を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。

(4) 認定制度の普及促進

知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。

- イ 個別訪問、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた営業・広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。
- ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。さらに、審査員養成研修の受講機会を、適合性認定分野以外の分野における試験関連業務、試験所評価業務等に従事する職員に提供する。

(5) 認定審査業務の電子化

機構が運用する認定制度において、構築した認定審査業務を電子化するための仕組みを利用し、認定審査の効率化、迅速化による申請者の負担軽減を図るとともに、認定審査業務のセキュリティ向上を図る。

具体的には、令和元年度に開発した申請者からの書類の電子データによる提出、外部審査員による審査書類の閲覧、審査書類の作成・保存等のためのシステムの利活用を促進する。

I-5. 国際評価技術分野

日本再興戦略（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び標準化官民戦略（平成 26 年 5 月 15 日策定）に基づき、新たな戦略的技術分野において、先進的な技術・知見等を活用した評価技術の開発、国際標準の提案、認証基盤の整備等を行う。

また、再生可能エネルギー発電設備導入拡大といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上を目指す経済産業省の政策の下、事故情報の整理・分析・水平展開等を基軸としつつ、行政を技術的に支援する専門機関としての必要な取組や体制整備を実施する。

なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による国際評価技術分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

【重要度：高】【困難度：高】

（理由：国際評価技術分野は、再生可能エネルギー発電設備の普及が進展する中で、設備の電気保安上の問題が顕在化してきており、この課題に対応するため、これまでの取組に加え、新たに電気事業法執行業務に関する専門的な支援等に取り組むなど、その重要度が高まっているため。また、目標についても、例えば基幹目標では、目標を早期に実現したこと等により試験設備の稼働率が概ね上限といえるところまで高まっている中で、さらに試験・評価件数に対する企業等による実用化・認証取得等の割合を増加させるなど、困難度が高いため。）

これらの取組を通して令和 2 年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

令和元年度まで基幹目標として掲げていた「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に 5,000 億円」は達成見込みであるが、蓄電池市場は今後も大きく成長することが見込まれていることから、引き続き、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模の更なる増大に貢献する。

【指標】

前年度と同程度の稼働率を維持した上で、企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を 12%以上とする。

【基盤整備/重要項目】

- ① 世界最大級の施設を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援

- ② 戦略的な国際標準開発及び認証体制の構築により我が国企業の競争力強化、海外展開等を支援

以上を踏まえ、令和 2 年度は以下の業務を実施する。

1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備

IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。

また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。

さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行うとともに、試験サービスの拡充を行う。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。

具体的には、以下の業務を実施する。

(1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献

- ア 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120 の国内外委員会等に参加し、当該 TC の国際標準化活動に貢献する。
- イ 「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」とこととされている大型蓄電池システムに関して、IEC62933-5-2 及び IEC62619 の 2nd バージョンの試験・認証体制整備等、客観的にその安全性等を評価できる試験・認証体制を整備するため、試験・認証機関との協力体制を構築する。

(2) 大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施

- ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するために、認証機関等から要求される管理・記録等（試験装置等の校正・保守、試験実施要員に対する研修・教育訓練の実施、記録等）を適切に行う。
- イ 試験評価拠点の普及啓発活動を行い、施設を活用した企業の研究開発、認証取得等に資する試験を実施する。また、独自に試験サービスにおける課題解決やデータ利活用を目的として試験の協力者を募集する公募試験を実施する。

- ウ 事業者訪問等を通じて要望、ニーズを把握し、試験装置の追加導入・改造、試験評価手法開発等の試験サービスの拡充を実施する。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。
- エ 蓄電池システム産業関係者による会議体を運営し、日本の蓄電池システム産業の競争力強化のために、将来に向けて必要とされる取り組みの検討を実施する。また、国内外の関係者、関係機関等との連携を実施する。

2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援

経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、機構が取りまとめた測定方法や試験手順の国際標準化を目指す。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。

(1) 国際標準化の取組への協力

- ア 日本が推進するファインバブルの国際標準化を実現するため、ISO /TC 281（ファインバブル技術）の国内外委員会等に参加し、ファインバブルの特性評価に関する測定方法を用いたデータを提供することで、国際標準化活動に貢献する。また、規格案の審議を進展させるため、外部機関と連携し関係者の信頼を得るようにする。
- イ これまで発行した国際標準規格の普及活動として、機構がもつ試験設備や測定技術を活用して、セミナー等を行う。公設試等も含めた試験機関の評価技術の底上げをすることにより、国内のファインバブル技術関連の研究開発を間接的に支援する。

(2) 民間による認証体制構築等の支援

民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築等に協力する。

3. 電気保安技術支援業務

再生可能エネルギー発電設備導入拡大といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、事故情報の整理・分析・水平展開等を基軸とし、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。

(1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査

事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、経済産業省の要請に基づき、事故情報を統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果を経済産業省及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会に報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を実施し、経済産業省や関係者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。

(2) 詳細データベースの運用・改修

行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化に資するよう構築した、「詳細データベース（※）」を着実に運用しつつ、利用者から改善点や意見を抽出し、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。

※ 詳細データベース：

事業者から経済産業省に提出される事業用電気工作物に関する事故報告書の作成を支援するシステム（詳細作成支援システム）、事業用電気工作物に関する事故情報を整理・分析するシステム（詳細管理システム）、事業用電気工作物に関する事故情報を公表するシステム（詳細公表システム）の3つで構成されている。

(3) 技術支援機関としての電気事業法執行業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備

再生可能エネルギー発電設備導入拡大といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するため、経済産業省の電気事業法執行業務に関する専門的支援を検討・実施しつつ、情報の整理・分析・水平展開等をし、また体制整備を行う。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善の取組に関する目標

運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。

【運営費交付金の見積りについて】

令和 2 年度の運営費交付金要求額については、業務の効率化を図りつつ、その時々状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。

$$\begin{aligned} \text{交付金額 } G_i = & (A_b(i-1) - \delta_a(i-1)) \times \beta \times \alpha_a + A_a(i-1) \times \zeta + \delta_a(i) \\ & + \{(B_b(i-1) - C - \delta_b(i-1)) \times \beta \times \alpha_b + B_a(i-1) \times \zeta\} \times \gamma + \delta_b(i) \\ & + C - \varepsilon(i) \end{aligned}$$

(係数等の説明)

G : 交付金額 (i は年度)

$A_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分

$A_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分

$B_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分

$B_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分

C : 事務所賃料等の効率化ができない経費

α_a (一般管理費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定

α_b (業務経費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定

β (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用する。

γ (政策係数) : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。

$\delta_a(i)$ 、 $\delta_b(i)$ については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要につい

て必要に応じ計上する。

ε (i) : 当該年度における利息収入等の見込額

ζ (人件費調整係数) : 人事院勧告による給与改定分を反映する。

注 : 運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入（受取利息等）によりまかなわれる事業を指す。

2. 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

3. 業務の電子化

機構の情報基盤システム (NITE-LAN システム) の活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。また、電子決裁等業務の電子化の一層の推進を図るとともに、さらなる効率化を目指し、既に電子化された業務やシステムの見直しを行う。その際、新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上に加え、情報セキュリティや内部統制の確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。

さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、統合型管理システム (ERP) の構築に向け調達準備を行う。これによりこれら業務の完全電子化を行い、大幅な管理業務の効率化と内部統制の強化を実現する。さらに、今まで電子化が困難であった業務に対して、ロボット化 (RPA) や AI 等の新技術の活用することにより電子化を促進する。

イ テレワーク環境の拡充及び職員間コミュニケーションの活性化を支援する Web 会議環境の拡充等 NITE-LAN システム最適化計画に記載された事項の反映や促進を行う。さらに機構で作業を行なう外部事業者が利用できるネットワーク環境を運用することにより、機構職員と事業者間のコミュニケーションの活性化を図る。

ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有する CIO 補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性

の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。

- エ NITE-LAN システムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、業務のペーパーレス化及び電子的文書の管理の徹底を図る。さらに、NITE-LAN システムの運用(ヘルプデスク対応等)を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、これを公開することにより NITE-LAN システムの利活用を促進する。

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定し、成長分野へ注力した戦略的かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。

具体的には、会計処理の適正化、財務諸表や事業報告書、決算報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。

また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。

【やむを得ない事情として想定される理由】

- ・ 運営費交付金の交付の遅延
- ・ 受託業務に係る経費の暫定立替え

<<別表 1>> 予算

<<別表 2>> 収支計画

<<別表 3>> 資金計画

Ⅳ. 短期借入金の限度額

- ・ 短期借入金の限度額：2,100,000,000 円

- ・ 想定される理由：

運営費交付金の受入れの遅延

受託業務に係る経費の暫定立替え

Ⅴ. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

Ⅵ. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII. その他業務運営に関する重要事項

1. 広報、情報提供の推進

安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性情報や評価技術を多種・多様な広報活動により有効かつタイムリーに発信する。また、その情報発信を通じて、機構が国民・産業から信頼・支持されるとともに、機構の活動成果が国民の安全・安心のために広く活用されることを目指す。

なお、これら広報や情報の提供において全職員が業務アウトプットをどのように経済・社会の活性化に繋げるかを常に意識をすることを旨とする。

【指標】

- ・ 国民・社会に対する情報提供件数（500件（動画投稿数を含む。）。なお、ツイッターのソーシャルメディアを活用した情報提供にも努める。）
- ・ （アウトカム）テレビや新聞等（Web上のメディアへの掲載、Webニュースを含む）のメディアにおける報道実績を3%増加（令和元年度実績の広告換算値との比較）
- ・ Webニュース等、新しいメディアにおける報道実績を10%増加（令和元年度実績の件数との比較）
- ・ 国民からの認知度を前年度比で10%増加（令和元年度認知度調査結果との比較）

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 記者会見等を効果的に行いつつ、最新情報を適時に発信する。また、学生に向けた教育・情報提供、市民講座や施設見学、報告会、一般公開等、対象者にあった様々な取組による情報提供を推進する。

イ Webサイトやソーシャルメディア、メールマガジン等のICT（※）ツールを活用し、国内外に向け広くわかりやすい情報発信に努める。特に文字や静止画では伝わりづらい情報について、動画による情報発信への転換を進める。

※ ICT(Information and Communications Technology) :
情報通信技術のこと。

ウ 計画的な広報活動や効果的な情報提供を行うために、機構の中期広報戦略に基づき、ブランドイメージを明確化し、国民による機構の認知度の向上を図り、多くの人に届く広報を目指す。

エ 顧客視点の広報として、グラフ、図表、見出しなどを活用し、業務実績等報告書や財務諸表などの報告書との相互参照（リンク）などを用いて、機構のビジョン（価値観）か

らビジネスモデル、戦略、ガバナンス等の価値創造ストーリーをわかりやすく表現した
アニュアルレポート（事業報告書）を作成し、ステークホルダーに対して理解しやすい
機構の概要情報を発信する。

2. 施設及び設備に関する計画

年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、
保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から
中長期の営繕計画を更新する。

（施設の内容）

工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提
供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備

（当初予定額）

なし

（財源）

施設整備費補助金

3. 組織・人事に関する計画

（1）組織に関する計画

経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、理事長のトップマネジメン
トの下、機構の有する各分野の高度な技術的知見等を効率的に活用するとともに、イノベ
ーションの促進を図るため機構内部の分野間連携や外部機関との連携を継続的に進める。
また、中期方針や基幹目標、基盤整備／重要項目を常に意識し、それらに基づいた業務実
施に努めるとともに、SDGs の達成に向け業務を見直していく。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 理事長のトップマネジメントの下、機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有す
る多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。また、イント
ラや外部サービスを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的
に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。

具体的には、以下について適宜取り組む。

- ・ 化学物質に係る製品事故の原因究明に向けた取組（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野）
- ・ 蓄電池の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施（製品安全分野、国際評価技術分野）
- ・ 化審法第一種特定化学物質等のリスク評価に向けた取組（化学物質管理分野、製品安全分野）
- ・ 住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発（製品安全分野、バイオテクノロジー分野）
- ・ バイオバンキングの国際標準（ISO）に関する情報共有（バイオテクノロジー分野、適合性認定分野）
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する取組（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野 ほか）
等

イ オープン・イノベーション時代の到来に向け、機構自身がプレイヤー及び支援機関として、機構の保有情報・人脈・設備等を積極的に提供することで外部機関との連携を一層推進し、外部の情報、技術等の活用を図り、イノベーションへ貢献する。

ウ 社会の変化に基づく新しい行政ニーズに対応し、時代に応じた価値を創造し続けるためには、既存業務を不断に見直し、新たな事業を構築し続ける必要があるため、新規事業を検討する。

エ あらゆる産業において、世界的に新たなデータやデジタル技術の活用が進み、我が国においても企業の競争力維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）をスピーディーに進めていくことが求められていることから、機構では、平成 30 年 10 月に経済産業省が策定した「DX 推進ガイドライン」を踏まえて、顧客視点でどのような価値を創出できるかを検討し、その結果を発信していく。

オ 支所における業務について、保有する機能及び所在する地域における特長を活かし、支所ごとの取組を適宜実行する。

(2) 人事に関する計画

専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働きやすい環境作りに努める。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 分野横断的キャリアパスの考え方をもとに、中堅若手職員を中心とした能力開発研修や分野横断的な配置換等を積極的に推進し、外部機関との積極的な人事交流に取り組み、適正に人員を配置するとともに注力すべき業務への大胆な人員投入や専門分野の複層化、業務経験の多様化を図る。また、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。多様な人材の的確な配置により機構の業績を向上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。
- イ 有能な若手職員・女性職員の抜擢を行うとともに、職員一人一人の能力を活用するため、管理職等向けの研修を実施し、人材マネジメントの向上を図る。また、管理職育成への活用や業務パフォーマンス向上のため 360 度評価及び職員の業務満足度調査を実施する。
- ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や、男性職員も含めた育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに労働時間法制の改正に対応し長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進する。
- エ 障害者雇用における積極的な差別是正措置として、障害の特性に配慮した合理的な方法を用いる採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに向けた施設整備、援助者の配置等の検討や職員研修を実施する。
- オ 理事長のトップマネジメントの下、機構職員全体のマインドチェンジを促すなど、組織活性化に取り組む。

4. 積立金の処分に関する事項

当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。

5. その他機構の業務運営に関する事項

(1) 内部統制

ガバナンス強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出

し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識を徹底し、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理における PDCA サイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応、中期方針、基幹目標、SDGs の達成等についてディスカッションを行い、内部統制・リスク管理委員会や内部統制を意識する業務月間で機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。
- イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。また、不適切な契約を是正するために契約監視委員会を行う。
- ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。
- エ 理事長のトップマネジメントの下、理事長・理事と各センター所長等の機構幹部間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各センターの次長以上の会議）、理事長ヒアリング（理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議）等を定期的に開催する。また、理事長のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構の事業方針等について機構全職員に共有する。
- オ 年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野やマネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有する。
- カ 基幹目標を達成するために、基盤整備/重要項目を念頭に業務を行い、運営会議で月次進捗報告をするとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進捗報告及び有識者からの助言を踏まえて、事業の PDCA を継続的に実施し、機構のビジネスモデルや戦略等を検討し、経営マネジメント改革に取り組む。
- キ 理事長のトップマネジメントの下、役員等の経営陣、各センター、IT 部門など、機構

全体で DX における現状や課題に対する認識を共有し、手続きの電子化等アクションにつなげる。

(2) 情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、令和 2 年度は重点的に次の対策に取り組む。

- ① 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。
- ② 国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、e ラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。

さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバーセキュリティ対策ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。

イ 情報セキュリティに関する e ラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、トラブルの発生等にも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。

(3) 情報公開・個人情報保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）、個人情報

報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員等を含む）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映した e ラーニング等による指導を実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定を迅速に行う。
- イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。
- ウ 役職員（派遣職員等を含む）へ個人情報保護に関して e ラーニング等による研修を実施する。

(4) 保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、SDGs を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。
- イ 知的財産権について、機構の知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。
- ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を 100%とする。
- エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置に

ついて定める計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)に定める平成 25 年度を基準に令和 2 年度(中間目標年度)までに温室効果ガスの総排出量 10%削減を目指す計画を踏まえ、機構の実施計画に掲げる 10%削減を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。

(5) 安全管理、災害対策

大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員(派遣職員等を含む)の安全を確保する。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため中長期の営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。
- イ 役職員(派遣職員等を含む)から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。
- ウ 消防計画等に基づく防災訓練を実施するとともに、毎年実施される政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、役職員(派遣職員等を含む)の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。
- エ 事故・災害等の緊急時においては、事業継続計画(BCP)等に基づき、迅速な初動対応及び復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCPに基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年 1 回以上行う。

注：年度評価の評価単位は以下の 9 単位とする。

- ・ II-1. 製品安全分野
(事業計画： I-1. 製品安全分野)
- ・ II-2. 化学物質管理分野
(事業計画： I-2. 化学物質管理分野)
- ・ II-3. バイオテクノロジー分野
(事業計画： I-3. バイオテクノロジー分野)
- ・ II-4. 適合性認定分野
(事業計画： I-4. 適合性認定分野)

- ・ II-5. 国際評価技術分野
(事業計画： I-5. 国際評価技術分野)
- ・ III. 業務運営の効率化に関する事項
(事業計画： II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置)
- ・ IV. 財務内容の改善に関する事項
(事業計画： III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画、
IV. 短期借入金の限度額、
V. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、
当該財産の処分に関する計画、
VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、
その計画)
- ・ V. その他業務運営に関する事項 1. 広報、情報提供の推進
(事業計画： VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1.)
- ・ V. その他業務運営に関する事項 2. 組織・人事に関する目標
(事業計画： VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. ~5.)

<<別表1>> 予算

令和2年度予算

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金 額
収入							
運営費交付金	1,751,362	1,178,585	1,719,332	902,879	957,316	916,195	7,425,669
施設整備費補助金	—	—	—	—	—	—	—
受託収入	—	60,915	130,078	—	—	—	190,993
うち国からの受託収入	—	60,915	130,078	—	—	—	190,993
うちその他からの受託収入	—	—	—	—	—	—	—
その他収入	3,000	11,000	121,424	158,421	72,000	—	365,845
計	1,754,362	1,250,500	1,970,834	1,061,300	1,029,316	916,195	7,982,507
支出							
業務経費	1,754,362	1,189,585	1,840,756	1,061,300	1,029,316	—	6,875,319
施設整備費	—	—	—	—	—	—	—
受託経費	—	60,915	130,078	—	—	—	190,993
一般管理費	—	—	—	—	—	916,195	916,195
計	1,754,362	1,250,500	1,970,834	1,061,300	1,029,316	916,195	7,982,507

[人件費の見積り] 期間中総額2,884百万円を支出する。

[運営費交付金の算定ルール] II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する目標 【運営費交付金の見積りについて】を参照のこと。

<<別表 2>> 収支計画

令和 2 年度収支計画

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金 額
費用の部	1,890,723	1,322,282	2,184,440	1,079,058	899,768	925,671	8,298,942
経常費用	1,890,723	1,322,282	2,184,440	1,079,058	899,768	925,671	8,298,942
業務経費	1,456,812	1,008,619	1,617,143	869,977	646,787	—	5,599,338
受託経費	—	60,915	130,078	—	—	—	190,993
一般管理費	—	—	—	—	—	743,884	743,884
減価償却費	175,567	103,197	239,783	49,785	138,502	36,002	742,836
賞与・退職給付引当金繰入	257,820	148,688	193,576	158,985	114,286	145,548	1,018,903
財務費用（利息）	524	863	860	311	193	237	2,988
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	1,890,723	1,322,282	2,184,440	1,079,058	899,768	925,671	8,298,942
経常収益	1,890,723	1,322,282	2,184,440	1,079,058	899,768	925,671	8,298,942
運営費交付金収益	1,454,336	998,482	1,496,579	711,867	574,980	744,121	5,980,365
受託収入	—	60,915	130,078	—	—	—	190,993
手数料収入	3,000	11,000	121,424	158,421	72,000	—	365,845
資産見返負債戻入	175,567	103,197	239,783	49,785	138,502	36,002	742,836
賞与・退職給付引当 金見返に係る収益	257,820	148,688	193,576	158,985	114,286	145,548	1,018,903
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

<<別表 3>> 資金計画

令和2年度資金計画

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金 額
資金支出	1,754,362	1,250,500	1,970,834	1,061,300	1,029,316	916,195	7,982,507
業務活動による支出	1,686,769	1,198,293	1,905,550	1,021,130	750,698	885,605	7,448,045
投資活動による支出	—	—	—	—	253,650	—	253,650
財務活動による支出	67,593	52,207	65,284	40,170	24,968	30,590	280,812
翌年度への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	1,754,362	1,250,500	1,970,834	1,061,300	1,029,316	916,195	7,982,507
業務活動による収入	1,754,362	1,250,500	1,970,834	1,061,300	1,029,316	916,195	7,982,507
運営費交付金による収入	1,751,362	1,178,585	1,719,332	902,879	957,316	916,195	7,425,669
受託収入	—	60,915	130,078	—	—	—	190,993
その他の収入	3,000	11,000	121,424	158,421	72,000	—	365,845
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
施設費による収入	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—